

平成27年12月14日

第12回 定例会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第12回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成27年12月14日（月）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	69	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	70	農地法第3条許可申請について
4	71	農地法第5条許可申請について
5	72	農用地利用集積計画の調整について
6	73	農業委員の辞任の申し出による同意について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
12月14日	午前9時00分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

欠席委員 6番 神門 達也 (公選)

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒 水 孝 広
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 27 年第 12 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

10 番俵積田広昭委員、11 番俵積田義信委員に、お願いいたします。

日程第 1 号、会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 69 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 1・2 ページになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 100 号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 101 号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 102 号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 103 号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 104 号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 105 号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

内訳につきましては畑が 8 筆で 7,465 m²でございます。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての、整理番号

100号から105号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第69号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第3号、農地法第3条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号31号

整理番号31号の申請地は、〇〇町〇〇，田，424㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，79歳，〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，兼業農家，54歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号31号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号31号の申請地については5ページに掲載してあります。

申請地，〇〇町〇〇は，〇〇〇〇から東側約80m及び〇〇〇〇より道路沿い南側40mに位置します。

機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして，整理番号32号

整理番号32号の申請地は，〇〇町〇〇，畑，730㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，農業，71歳，〇〇町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，66歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の営農拡大ということであります。

整理番号32号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号32号の申請地については7ページに掲載してあります。

申請地，〇〇町〇〇は，〇〇公民館から北側へ約200mに位置します。

機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 続きまして，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号31号及び32号を沖園委員にお願いします。

7番（沖園委員）整理番号31号について調査結果を報告申し上げます。

去る12月5日，譲受人の〇〇〇〇さん立会いのもと調査を行いました。

譲受人は〇〇町の水稲及び甘しょ等を栽培する兼業農家でございます。

〇〇町に居住する譲渡人は高齢のため農業には従事していないとのことでございます。

申請地は株式会社〇〇〇〇から約 200m 南, 〇〇〇〇の東側約 80m に位置しておりまして, 東側は市道, 北側は雑種地, 南側と西側は田及び宅地で現在水田となっております。

今回譲受人の営農拡大のための要望により, 有償による所有権の移転を行うものでございますが, 西側の一部は宅地となっているもの, 現在まで譲渡人による耕作がなされてきており, 取得後も現在同様の営農を行うとのことで, なんら問題のない申請かと思われま。

続きまして, 整理番号 32 号について報告申し上げます。

去る 12 月 1 日, 譲受人の〇〇〇〇さんの立会いのもと調査を行いました。

譲受人は〇〇集落の甘しょ等を栽培する農家でございます。

譲渡人は同じく〇〇集落の農家でございます。

申請地は〇〇公民館から約 200m 北に位置し, 譲渡人と譲受人は親戚関係にあり, 昭和 30 年ごろより譲受人の世帯が管理をしてきたとのことでございますが, B 判定の遊休農用地となっております。

なお, 申請地の東側と北側は菜園で, 南側は譲受人が管理している果樹園と隣接し, 西側は譲受人の山林となっております。

今回譲受人の要望により, 無償で贈与されたものですが, 取得後譲受人は果樹園として管理する計画のことで, 周辺の農地への利用の確保に支障は生じないと考えられ, 問題のない申請かと思われま。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し, 質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 3 号, 農地法第 3 条許可申請の, 整理番号 31 号及び 32 号については, 事務局の説明及び, 地区担当委員の報告のとおり, 許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって, 議案第 70 号については, 申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第 4 号, 農地法第 5 条許可申請についてを, 議題といたします。

それでは, まず議案内容について, 事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 件で, 所有権の移転に関する申請が 1 件です。

整理番号 39 号

整理番号 39 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，381 m²です。

譲受人は有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん，畜産業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は養豚廃水処理施設です。

申請事由は，「自分が経営する養豚農場から出る養豚廃水に対して，周囲への環境保全を図るため，家畜糞尿の処理施設を整備設置する。」とのことです。

申請地は，10 ページに掲載してあります。

県道〇〇〇〇線沿い〇〇〇〇から北側 450m 及び〇〇〇〇畜舎より南側 100m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり，農業公共投資の対象となっていない 5.7ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し，第 2 種農地と判断します。

転用目的は，養豚廃水処理施設で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 381 m²ですが隣接の山林 370 m²と一体で利用し，合計面積は 751 m²と問題のないものと思われま

す。申請地は，西側及び北側の隣接地と 2.5m の高低差があり，遊休地化した茶園であり，北側は太陽光発電施設，西側は山林，東側及び南側は道です。

養豚廃水処理施設転用にあたり，岩盤等の地質調査が行われたのち，計画地盤高に基づき，造成が行われるとのことです。

土地境界には，擁壁を施し，周辺土地へ土砂雨水等が流出するのを防止する計画です。

施設は，境界より 1.2m 以上控えて建設し，排水は曝気槽で処理後西側水路に放流する計画です。

雨水についても，自然流下及び西側・水路へ放流により処理するとのことです。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上で議案の説明を終わります。

議長 続きまして，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号 39 号を瀬戸口委員にお願いします。

12 番（瀬戸口委員）議案第 71 号整理番号 39 号について報告をします。

12 月 9 日事務局前原さんと駒水委員と〇〇〇〇の〇〇〇〇氏立会いのもと，現地調査をしてまいりました。

申請地は有限会社〇〇〇〇に隣接しております。

申請地の農地周辺は，北側は太陽光パネルを設置，南側は道路，西側は一体化して使用される山林を挟んで水路，東側は道路を挟んでお茶畑であります。

申請地の状況は，以前はお茶畑として活用された形跡は見受けられますが，現在は被害管理もされずお茶は伸び放題で耕作放棄地となっております。

申請地に畜産環境総合整備事業を導入しまして、適正な糞処理・尿水処理のために、養豚廃水処理施設を整備設置し、管理運営していくとのことであります。そのために必要な措置を確保する申請であります。

適正に処理された糞尿水については、西側の水路に放流するとのことであります。

被害防除に関する誓約書も提出され、農地に与える影響も少なく、また、悪臭改善に向けた取り組みであり、やむを得ない申請かと思われま。

以上報告を終わります。

議長 只今の説明・報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番（城森委員）この施設はですね、新設なのかそれとも増設なのか、そして金額はどれくらいするものなのか、そして処理施設の内容について簡単に説明できたら。そのへんをお願いします。

事務局 養豚処理施設に係る補助事業の概要について説明いたします。

これは実質計画書及び農政課のききとりによるものでございます。

事業名につきましては畜産環境整備事業ということでございます。

事業主体につきましては、計画策定は鹿児島県が行い、事業実施主体は鹿児島県地域振興公社が行うということでございます。

完成後、〇〇〇〇が譲り受けるということでございます。

事業内容については、家畜廃水物浄化及び堆肥化の処理施設ということで、建物としては830㎡を予定しているということでございます。

事業計画につきましては、平成27年度の計画策定後29年に施設建設の事業を行うということでございます。

事業実施の理由といたしましては、母豚300頭の一貫養豚経営の規模拡大にあたり、家畜糞尿処理がさばけてない状況にあるということで、近年、臭気及び環境に対する苦情もあり、周囲に対する影響も考慮するため浄化処理施設を新設し、早急に処理施設を整備設置するというところでございます。

事業費につきましては、総事業費で1億2546万円ということで計画されているということでございます。

以上です。

議長 他にございませんか。

7番（沖園委員）北が太陽光パネルといいましたが、城森委員にしても私にしてもいろんな議会審査との兼ね合いもありますのでお尋ねしておきますが、当施設は今まで公害防止協定というものを結ばないといろんな事業計画は策定されないと、この公害防止協定なるものは地域住民との地域公民館との協定になっておりますが、そのへんはどうなってるの。

事務局 一応ですね、農地転用の申請がこの〇〇〇〇からあったということを経済担当部局に現在報告しているところでございます。

その後につきましてはまた環境の方の対応になるということで聞いておりま

す。

以上です。

7 番 (沖園委員) 結局縦割り行政の中でいろんな後々ですれ支障をきたすと良くないもんですから今あえてお尋ねしてるんですけど、結局そのへんの連携を取らないと地域住民との合意形成がなされないままにですれ、一方の行政サイドで申請するのが先走ってしまうということがありうるもんですからね、あとはまあこういった申請がなされた以上、農業委員会と農政課と環境部局と連携を取らんとまた後で問題が起きることがありうるということになりますので、そのへんは農業委員会としてはどういった対応を取っていけばいいの。

事務局 農政課の方で補助事業を進めているという話を去年聞いておまして、突然この申請が出てきたもんですからこちらも手間取っているところであります。

環境の方にあそこは〇〇と〇〇公民館に対して公害防止協定を結んでおりません。

で、その公害防止協定の住民の説明は行われたのかということで尋ねてみたところ、まだやってないということで、まあそれじゃおかしいと、そういうのを先に進んですすめてこういうのを出すのが本当じゃないかと、筋で話をしておりますので、今後進められていくと思います。

7 番 (沖園委員) 今後進めなくてはいけないということなんですけど、そのへんは農政課あるいは環境部局としてもやっぱり事前に持つべきでしょうね。

ということは指摘があったということ伝えていただきたいと思います。

事務局 こういうのを進める前にやはり地元の説明をちゃんとしてから、そこが基本だと思いますので、私もそう思いますので、そちらの方を先に済ませてからこっちに来るべきだと、まあ今回はこういうふうにするんですので仕方が無いんだけどちゃんとそれは気をつけてやるようにということで、農業委員会でも指摘があったということをお知らせします。

議長 他にございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします

日程第 4 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 39 号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 5 号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 5 号議案第 72 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による

農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は 11 ページから 18 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 180 号から 191-96 号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外 11 名、利用権設定をするもの、〇〇〇〇さん外 109 名で、設定面積は田が 69 筆の 26,189 m²で、畑が 187 筆の 245,602 m²、樹園地が 63 筆の 72,485 m²で、合計 319 筆の 344,276 m²でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

次に所有権移転でございます。議案書は 19 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 11 号、譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 1 筆で、5,908 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 5 号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の、整理番号 180 号から 191 号の 96 まで、及び所有権移転の整理番号 11 号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 72 号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、1 月 10 日を目途に要請してまいります。

次に日程第 6 号、農業委員の辞任の申し出による同意についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 議案 73 号、農業委員の辞任の申し出による同意についての説明を申し上げます。

今回、神門委員から平成 27 年 12 月 31 日をもって農業委員会を辞任したいの

で同意を願いたいという旨の申し出がありました。

辞任については農業委員会に関する法律第 16 条によりまして、農業委員会の同意が必要でありますので、今回議案として提出したところであります。

ご審議の方よろしく申し上げます。

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 6 号、神門委員の辞任の申し出につきましては、同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号神門委員の辞任については、同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後引き続き、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 35 分閉会